

## 農地の賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに公告された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、「賃借料情報」は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

### 1 【田(水稲)の部】

公告された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
豊橋市全域	5,200円	9,000円	1,800円	805件

### 2 【畑(普通畑)の部】

公告された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
豊橋市全域	12,200円	20,800円	4,300円	506件

### 3 【畑(樹園地)の部】

公告された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
豊橋市全域	12,000円	20,000円	5,200円	11件

#### 備 考

- 1 データ数は、集計に用いた筆数。
- 2 賃借料を物納支給している場合は、米60kg当たり12,200円に換算しています。
- 3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 4 全国農業会議所の集計基準を根拠としています。集計基準において、賃借料が10aあたり50,000円以上と1,000円未満を特殊データとして除外することとなっているため、実際の最高額及び最低額とは異なる場合があります。